

指摘事項及び指導事項の措置状況報告書

課名等 施設整備課

監査実施期日: 令和7年6月25日

1 / 1枚目

指摘事項及び指導事項	措置状況
<p>1 服務関係</p> <ul style="list-style-type: none">時間外命令簿において、時間外勤務135/100の時間数の集計誤り(正:6時間 誤:4時間), (正:3時間 誤:4時間)があったので、勤務状況報告書の超過勤務時間と併せて訂正し、追給及び戻入処理をされたい。(R6・11月, R7・2月)	<p><発生原因> 時間外勤務の申請及び承認に係るダブルチェックにおいて、時間外勤務手当の区分の誤り及び時間数の計算の誤りを発見できなかったもの。</p> <p><処理内容> 対象書類の修正(時間外勤務～等整理簿, 勤務状況報告書, 給与実績報告)及び追給返納について人事厚生係と調整し、必要書類を再提出した。</p> <p><再発防止策> 出勤簿等記載要領【事務局】について、改めて課内に周知し、時間外勤務手当の区分の誤りを防止する。 また、時間外勤務～等整理簿を基に勤務状況報告書, 給与実績報告を作成する際にも再チェックを行い、計算誤りを発見できるようにする。</p>

※ 措置状況は、指摘及び指導後早期に改善措置を講じ報告すること。